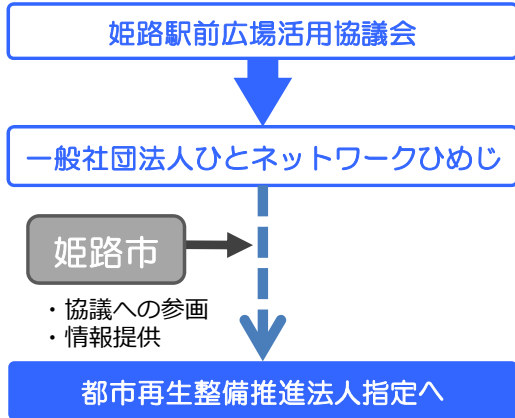


都市再生整備推進法人の指定に向けて ~まちづくりの新たな担い手~



都市再生整備推進法人の指定を受け、以下の活動を展開していくことを想定

- ▶ オープンカフェ等の社会実験の実施
- ▶ 行政と都市利便増進協定を結び、公共空間(広幅員道路の歩道部分、駅前広場)の維持・管理、活用

広幅員歩道整備イメージ

大手前通り(十二所前線以南)



駅前広場イメージ



【その他の動き】 ○福井市(まちづくり福井(株)) ○大阪市((一社)グランフロント大阪TMO) ○岩見沢市((株)振興いわみざわ) etc 1

都市再生整備計画を活用した官民連携のまちづくり事例(策定中)

神戸市・ハーバーランド地区

- 神戸ハーバーランド地区で活動する民間事業者等による運営協議会での議論を踏まえ都市再生整備計画を策定中。
- 平成24年度中に計画をとりまとめ平成25年度から都市再生整備計画スタート予定。
- 国道2号地下部分は、道路占用許可特例の活用を位置づけ。

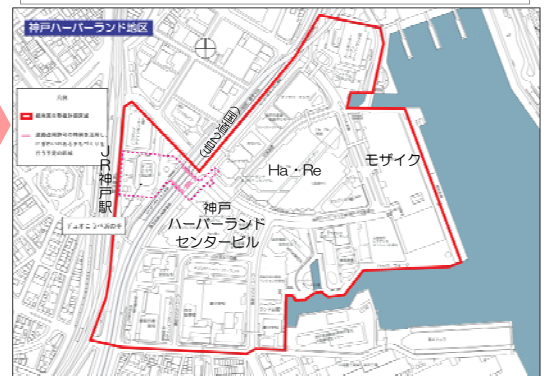


運営協議会



国道2号地下 インフォメーション

神戸ハーバーランド地区 都市再生整備計画 位置図(案)



新潟市・萬代橋周辺地区

- 新潟市萬代橋周辺地区で活動する市民団体、周辺商店街、事業者等によるまちづくり協議会の議論を踏まえ都市再生整備計画を策定中。
- 平成24年度中のとりまとめを目指す。
- 河川空間(信濃川やすらぎ堤)・道路空間(橋詰広場、地下広場)等の活用(道路占用許可特例の活用)も想定。



萬代橋橋詰広場



万代クロッシング(地下広場)

萬代橋周辺地区 都市再生整備計画 位置図(案)



道路占用したコミュニティサイクルの取り組み（検討中）

岡山市・中心市街地

- 3回の社会実験により、コミュニティサイクルの導入可能性を検証。平成25年秋に実施を予定。
- 道路占用の許可特例(サイクルステーション用地)のみを位置づけた都市再生整備計画を策定中。
- 事業者への公募は、平成25年1月下旬を予定。

社会実験



- ◇コミュニティサイクルの導入にあたり、以下の施策を同時に推進
- 自転車走行空間のネットワーク化
- パークアンドライド、サイクルアンドライド施策の整備など公共交通利用促進方策

北九州市・小倉地区

- 平成22年3月からコミュニティサイクル事業を実施。
- 駅前等利用者にとって利便性の高い場所に新たなサイクルステーションを設置。
- 新たな設置場所としては、道路占用の許可特例を活用し、道路上にも展開。
- 既存の都市再生整備計画を変更する形で調整中。



既存のコミュニティサイクル事業



路上のサイクルステーション計画図(案) 3

まちづくりへの収益還元～札幌大通まちづくり株式会社～

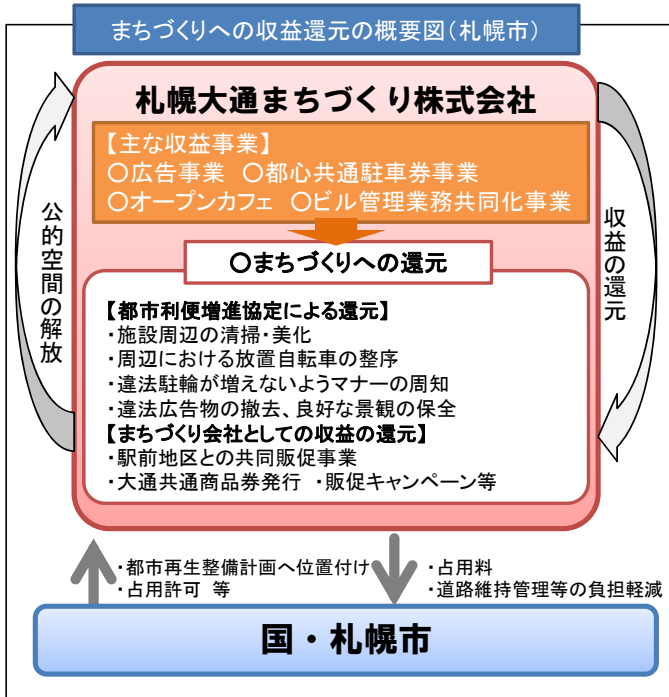
- ◆札幌大通まちづくり株式会社は、(1)都心共通駐車券事業 (2)エリアマネジメント広告事業 (3)ファシリティマネジメント事業等の自社事業を展開し、得た収益からまちづくりに還元
- ◆さらに、国・札幌市と都市利便増進協定を結び、協定区域の清掃・美化、違法駐輪・広告対策等を実施



コミュニティサイクル〔ポロクル〕



広告事業 掲載例



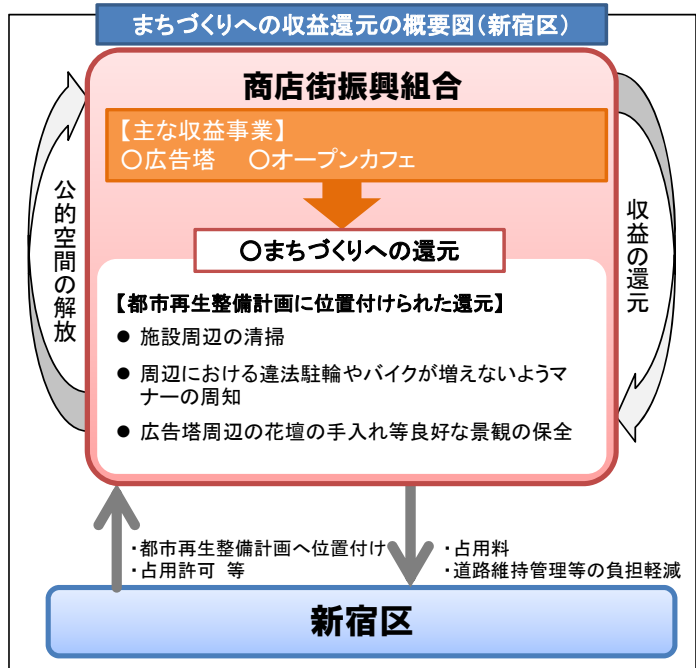
グリーンバード札幌チームの清掃活動支援



道路上のオープンカフェの整備イメージ

まちづくりへの収益還元 ～新宿区モア4番街～

- ◆ 新宿区は、既往の都市再生整備計画に、まちのにぎわい創出を目的として、道路上に、オープンカフェと広告塔を位置づけた。
- ◆ 占用主体である商店街振興組合は、道路交通環境の維持・向上のため、周辺の清掃、周辺の歩道部分に違法駐輪・バイクが増えないようマナーの周知、広告塔周辺の花壇の手入れ等を実施する。



5

都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の提案

通常の場合

① 市町村の発意

- 市町村が都市再生整備計画の作成・変更を発意します。

②④ 都市再生整備計画の作成・変更

- 市町村は、対象となるエリアに、都市再生整備計画が既に存在する場合はそれを変更し、存在しない場合は新たに作成します。
(法第46条の4)
- 市町村都市再生整備協議会が組織されている場合は、あらかじめ当該協議会の意見を聴く必要があります。
(法第46条 第14項)
- 「道路占用許可の特例」に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、道路管理者及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得る必要があります。
(法第46条 第11項)

④ 本省への事前相談

③⑤ 都市再生整備計画の公表

- 市町村は、都市再生整備計画を作成したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、都道府県に計画の写しを送付する必要がある。
(法第46条 第16項)

都市再生整備推進法人の提案に基づく場合

① 市町村まちづくり部局への事前相談

- 都市再生整備計画を提案しようとする都市再生整備促進法人は、提案内容について、事前に市町村に相談・調整しておくことが望ましいと考えられます。

② 都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の提案

- 都市再生整備推進法人は、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更を、市町村に提案することができます。
(法第46条の3)
- 提案に際しては、以下の2種類の書類を提出する必要があります。
(法第46条の3、規則第14条の2)
 - (1) 名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書
 - (2) 都市再生整備計画の素案
- 提案の内容は、「都市再生基本方針」(都市再生緊急整備地域の指定区域と重なる場合は、その「地域整備方針」も含む)に基づくものでなければなりません。
(法第46条の3 第2項)

③ 都市再生整備計画の作成・変更の判断

- 市町村は、提案内容を踏まえ、都市再生整備計画を作成又は変更する必要があるかどうかを、遅滞なく判断する必要があります。
(法第46条の4)

必要があると判断した場合

必要なしと判断した場合

④ 判断結果の通知

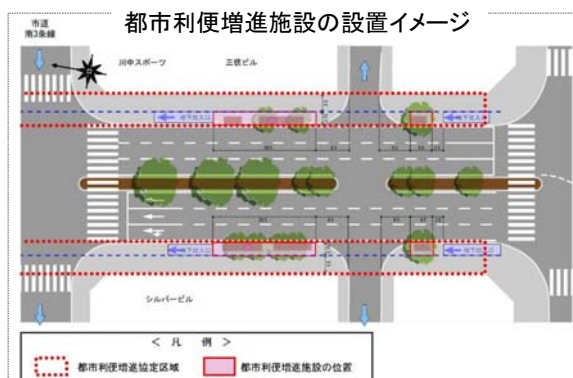
- 市町村は、遅滞なく、必要なしと判断した旨及びその理由を、提案を行った都市再生整備推進法人に通知する必要があります。
(法第46条の5)

6

都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の提案事例・札幌市

●道路占用に関する事項案(抜粋)

制度の活用計画		
占用対象施設	占用の場所	道路交通環境の維持及び向上を図るための措置
1 ●常設オープンカフェ・売店等の設置・管理 デッキ、テーブル、イス、食品衛生法に基づく施設(調理場)、常設の小規模売店(購買施設)	街路名:一般国道36号 駅前通歩道部 (南1条西3・4丁目～南3条西3・4丁目の区間)	・施設周辺の清掃、美化活動 ・施設周辺に放置自転車があった場合、その整序を実施 ・施設周辺に違法駐輪が増えないよう利用者へのマナーの周知
2 ●広告塔、看板の設置・管理 デッキに併設する広告塔、施設等に設置する看板		・施設周辺の清掃、美化活動 ・周辺の違法広告物の撤去を実施し、良好な景観を保つ ・周辺に放置自転車があった場合、その整序を実施 ・周辺に違法駐輪が増えないよう利用者へのマナーの周知



都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の提案事例・札幌市

●都市利便増進協定に関する事項案(抜粋)

制度の活用計画
活用する制度の詳細
1.協定締結者 ・札幌大通まちづくり株式会社・地権者(国道管理者)・札幌市(まちづくり)
2.協定を想定している区域 右図
3.協定の内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ・食事施設・休憩施設・購買施設 ・広告塔、案内板、看板 ・ベンチ ・プランター、固定植樹マスの街路樹 (2)都市利便増進施設の整備方法・費用負担 ・国及び札幌市の補助等を活用し、推進法人が実施 ・整備は、路面電車のループ化整備事業、施工等と調整 (3)都市利便増進施設の管理方法・費用負担 ・推進法人は、対象区域内で以下を実施 ○周辺の清掃・美化 ○周辺における放置自転車の整序 ○周辺で違法駐輪が増えないよう利用者へのマナー周知 ○違法広告物の撤去の実施、良好な景観の保全 ・上記の管理に要する費用は、推法人がオープンカフェ・購買施設・広告等を実施し得た収益の一部を充当 * 事業期間 H25～H27

協定区域図



広告塔のイメージ



※ i ～ iv は、国土交通省都市局まちづくり推進課の調査にて作成したものであり、確定した内容を示すものではありません。